

令和5年度 健康長寿のまち武蔵野推進月間に係る公募実施要領

1 目的

この要領は、武蔵野市（以下「市」という。）が健康長寿のまち武蔵野推進月間（以下「月間」という。）を実施するにあたり、フレイル予防（運動・栄養・社会参加）の普及・啓発事業において、ノウハウ及び経験等を有する民間企業及び地域団体等（以下「応募事業者」という。）を選定するための公募の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業名および事務局（問合せ先）

(1) 事業名 令和5年度 健康長寿のまち武蔵野推進月間

(2) 事務局 武蔵野市健康福祉部高齢者支援課相談支援係

〒180-8777 東京都武蔵野市緑町2-2-28

電話：0422-60-1846 FAX：0422-51-9218

Eメール：sec-kourei@city.musashino.lg.jp

担当：深澤、細田

3 実施期間

事業者決定日から令和5年10月31日（火）まで

4 履行場所

市の指定する場所

・武蔵野市立武蔵野市民文化会館 武蔵野市中町3-9-11

・武蔵野市立保健センター 武蔵野市吉祥寺北町4-8-10

5 事業内容

別紙1「公募事業内容」のとおり

6 月間の実施背景と課題

(1) 背景

新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛や地域活動の休止・縮小等により、高齢者のフレイルの進行が懸念され、健康な高齢者であっても転倒等のきっかけにより要介護状態になるリスクが高い状況が長期化している。また、身体的フレイルと認知障害が合併すると認知症を発症する危険因子となるため、介護予防を行うことは認知症予防にも資する。

令和3年度まで9月を「認知症を知る月間」として、認知症に対する正しい理解の普及・啓発等を行ってきたが、令和4年度から健康づくりに関する普及・啓発等の活動と一体的に実施することで、効率的かつ効果的に市民に周知し、事業を推進している。

令和5年度も、9月を通じて認知症及びフレイル予防に関する普及・啓発を目的に事業を実施予定であり、9月23日（土）に武蔵野市民文化会館を日中貸切り、様々な事業を実施予定である。

(2) 課題

①目的に沿った事業の実施

普及・啓発の観点から、今まで認知症やフレイル予防に関心を持たなかった方の参加を促す必要がある。応募事業者の事業領域を活かした、特色のある事業と連携することで、新たな参加を促すことが課題である。

②性別を問わず参加できる事業の実施

令和4年度から実施している月間において、女性の参加比率が高かった。事業内容や実施場所等を工夫し、女性の参加のみならず、性別を問わず興味を持てる事業を実施することが課題である。

③リスク管理

高齢者向けの事業のため、事業の管理運営上、参加者の身体や心の状況に応じたサポートや参加者の状態に応じた声かけなどを実施し、ホスピタリティあふれる市民対応をすることが課題である。

④栄養に関する事業の実施

市では、これまでも栄養に関する事業を実施してきたが、参加者が集まりにくいという課題がある。高齢者の参加促進及び性別を問わず楽しく学べる事業の実施が課題である。

7 費用

- ・事業の実施場所の施設使用料、参加者の募集及び広報に係る費用（市ホームページへの掲載、チラシ費用）は、市が予算の範囲で負担する。
- ・応募事業者の提案する企画・運営に関する費用（交通費含む）は、応募事業者が原則負担する。

8 スケジュール（予定）

日程	内容
令和5年5月22日（月）	公募開始 参加申込書及び質問の受付開始（随時回答）
6月1日（木）午後5時まで	質問受付終了
6月2日（金）午後5時まで	参加申込書・辞退届の最終受付
6月5日（月）午後5時まで	企画提案書提出締切、ヒアリング終了
6月9日（木）以降	審査結果通知・協定締結協議
6月12日（月）以降	協定締結
9月23日（土）	令和5年度 健康長寿のまち武蔵野推進月間 （武蔵野市民文化会館 武蔵野市中町3-9-11） （武蔵野市立保健センター 武蔵野市吉祥寺北町4-8-10）

9 参加資格

- (1) 本事業の目的に合致した事業を実施している、または、イベント等を実施することができる人員体制等を有していること
- (2) 市から指名停止措置を受けていないこと
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

10 参加申込み

参加申込書を、武蔵野市健康福祉部高齢者支援課に、持参、郵送（書留）またはEメールで提出すること。

締切：令和5年6月2日（金）午後5時（必着）

11 質問及び回答

質問の受付及び回答はEメール、ヒアリングで行う。質問書の様式は様式3のとおり。適宜、事務局で回答を作成し、全ての参加事業者に一斉に送付する。

質問送付先：事務局へ

質問締切：令和5年6月1日（月）午後5時まで

最終回答送付：令和5年6月2日（金）午後5時まで

12 企画提案書等受付

書類送付先：事務局へ

送付方法：武蔵野市健康福祉部高齢者支援課に、紙（持参、郵送）又は電子データ（Eメール）で提出すること。

不慮の事故等による紛失または遅延等については一切考慮せず、不参加とみなす。

また、提出後の差し替え、追加は、一切認めない。

提出締切：令和5年6月5日（水）午後5時まで

※持参の場合、提出時間は午前9時から午後5時までとする。

提出物： ① 企画提案書 1部

② 会社、団体の概要（様式自由） 1部

ア 設立年月日、自己資本、従業員数及び過去3か年の経営状況を確認できるもの

イ その他応募事業者の特徴及び概要を示すもの

ウ 本事業と類似した事業の受託実績等の一覧（過去2か年分）

13 企画提案書作成要領

（1）形式的要件

用紙サイズ、文字サイズ及びページ数等の形式的要件は問わない。

（2）記載内容

以下の順番で漏れなく記載すること。

① 会社、団体概要について

② 実施体制について

③ 提案内容について

④ 実施スケジュールについて（準備スケジュール含む）

⑤ 個人情報保護・セキュリティ対策について

⑥ 独自提案内容について

⑦ その他（他自治体における事業実績等）

14 事務局によるヒアリングの実施

提出された企画提案書等の内容について、事務局は応募事業者と日程調整の上、提案項目に則りヒアリングを実施する。(別紙2「提案項目」参照)。

15 審査及び選定の決定等

(1) 審査及び評価

- ① 応募事業者の企画提案書及び事務局のヒアリング結果をもとに、健康長寿のまち武蔵野推進月間委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)は、審査及び評価を行う。
- ② 選定委員会の委員は、委員長、委員(2名)で構成され、あらかじめ定めた評価基準に基づき行う。
- ③ 上記13(2)の企画提案書の記載内容について、評価基準に基づき審査及び評価を行う。

(2) 審査方式

技術点により優先交渉権者を決定する。技術点100点とする。(別紙2「提案項目」参照)

- ・企画提案書及びヒアリング結果をもとに、それぞれ評価を行い、技術点を与える。
- ・技術点の評価は、企画提案書類一式及びヒアリング結果を評価するものとし、企画提案が仕様書に記載している各種要求要件を満たしているか及び本要領で求める内容を満たしているかを評価し採点する。

(3) 事業者の選定

- ① 選定委員会による採点の結果、各事業について、最も高い点を得たものを優先交渉権者(以下「候補者」という。)として選定する。また、候補者の次に高い点を得たものを、次点者とする。
- ② 事業者間で得点が同点である場合、市内に店舗または事業所等があるものを優先する。市内に店舗または事業所等がある事業者が同点である場合、提案項目の企画内容の点数が高い事業者を優先する。

(4) 選定結果の通知

- ① 審査を受けたすべての事業者に対し、令和5年6月12日頃「公募審査結果について(通知)」を通知する。
- ② 選定結果に対する問合せ等については、候補者との協定締結の完了後に回答する。(協定締結後から令和5年7月14日(金)までの間を予定)

(5) 協定の締結

- ① 候補者は、速やかに武蔵野市(以下、「市」という。)と協議を行い、市との協定締結の手続きを行う。ただし、協定の締結を希望しない候補者については、市と候補者と協議の上、協定を締結しないことができる。
- ② 本提案が採用されたことをもって、提案したすべての内容についての実施を保証するものではない。実施については市と候補者で協議を行い決定する。

16 失格要件

候補者が次の各号のいずれかに該当した場合は、選定委員会にて審査のうえ、失格とする。

- ① 上記9の参加資格を満たさなくなった場合
- ② 提出要領に沿った方法で企画提案がなされなかった場合

- ③ 企画提案書に虚偽の記載がある場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ その他選定委員会の協議において、失格とすることが適当と認められた場合

17 その他

- ① 候補者の企画提案の内容については、本事業の実施に際し市と候補者との協議のうえ変更することがある。
- ② 提出された企画提案書の内容は公表しない。ただし、情報開示請求があった場合は、非公表とすべき内容を除き開示する。
- ③ 提出された企画提案書の著作権は、応募事業者に帰属する。
- ④ 選定の過程で必要な範囲において、市は企画提案書等の複製を作成することがある。
- ⑤ 提出された企画提案書等は、応募事業者に返却せず、市が処分する。
- ⑥ 本要領に定めのない事項並びに本要領に疑義が生じた場合は、選定委員会で協議のうえ決定する。